































(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,070	△2,981
長期借入れによる収入	2,100	2,720
長期借入金の返済による支出	△1,164	△1,083
社債の償還による支出	△62	△37
配当金の支払額	△687	△551
セール・アンド・リースバックによる収入	526	—
その他	△21	△34
財務活動によるキャッシュ・フロー	△379	△1,968
現金及び現金同等物に係る換算差額	457	△109
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△266	△1,257
現金及び現金同等物の期首残高	9,182	11,145
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 8,915	※ 9,887

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 第1四半期連結会計期間より、合同会社津屋崎太陽光発電所No. 3 (平成26年4月1日設立) を連結の範囲に含めております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金	12,027百万円	11,934百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,111 〃	△2,046 〃
現金及び現金同等物	8,915百万円	9,887百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	693	5	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額は、普通配当4円と記念配当1円であります。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月13日 取締役会	普通株式	554	4	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント								その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	燃料 (石炭 販売)	燃料 (石炭 生産)	再生 エネル ギー	飲食用 資材	施設運 営受託	不動産	港湾	計				
売上高												
外部顧客への売上高	31,894	2,101	78	—	3,092	277	259	37,704	1,851	39,556	—	39,556
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	5,362	—	—	—	13	0	5,376	10	5,386	△5,386	—
計	31,894	7,464	78	—	3,092	291	259	43,080	1,862	44,942	△5,386	39,556
セグメント利益又は損失(△)	172	1,021	42	—	7	98	21	1,362	△54	1,308	△638	669

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建機材事業、海外派遣研修事業及びスーパーマーケット事業等を含んでおります。なお、平成25年7月においてスーパーマーケット事業を事業譲渡しております。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△638百万円は、セグメント間取引消去1百万円、持分法による投資損益△56百万円及び各報告セグメントに配分していない本社一般管理費△583百万円であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント								その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	燃料 (石炭 販売)	燃料 (石炭 生産)	再生 エネル ギー	飲食用 資材	施設運 営受託	不動産	港湾	計				
売上高												
外部顧客への売上高	23,944	1,839	121	1,812	2,881	188	281	31,070	907	31,978	—	31,978
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	4,008	—	0	1	15	0	4,026	13	4,039	△4,039	—
計	23,944	5,847	121	1,813	2,883	203	281	35,096	921	36,017	△4,039	31,978
セグメント利益又は損失(△)	210	△479	59	145	2	60	46	44	△32	11	△660	△649

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業及び海外派遣研修事業等を含んでおります。なお、平成25年7月において、スーパーマーケット事業を事業譲渡し、平成26年2月において、当社が行う建機材事業を会社分割により譲渡しております。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△660百万円は、セグメント間取引消去△2百万円、持分法による投資損益△97百万円及び各報告セグメントに配分していない本社一般管理費△561百万円であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

### (報告セグメントの区分方法の変更)

第1四半期連結会計期間より、事業構造の変化と各事業の成長にあわせて報告セグメントの区分を変更しております。従来「その他」に含めていた太陽光発電事業を「再生エネルギー事業」として記載するとともに、従来記載していた「建機材事業」及び「リサイクル・合金鉄事業」を「その他」に含めております。

また、第1四半期連結会計期間において、量的な重要性が増したため、従来「その他」に含めていた「港湾事業」を報告セグメントとして記載しております。

### (事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、事業構造の変化と各事業の成長にあわせて各事業セグメントの業績をより精緻に把握、管理するため、本社一般管理費の配分方法の見直しを行い、従来、各事業セグメントに配分していた当社管理部門に係る一般管理費を全社費用として調整額に含めることとしております。

また、従来、各事業セグメントにおいて、営業損益をセグメント損益としておりましたが、第1四半期連結会計期間より、営業損益に持分法による投資損益を加減した金額をセグメント損益とする方法に変更しております。セグメント損益は、調整額にて持分法による投資損益を控除し、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法及び算定方法により作成したものを記載しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

### (固定資産に係る重要な減損損失)

「その他事業」セグメントにおいて、事業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては8百万円であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△)	5 円67 銭	△ 5 円 7 銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△) (百万円)	786	△703
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額 (△) (百万円)	786	△703
普通株式の期中平均株式数(千株)	138,649	138,649

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月5日

三井松島産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 磯 俣 克 平 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井松島産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續が実施される。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

「セグメント情報等」に記載されているとおり、会社は事業セグメントの利益又は損失の算定方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。